

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第

卷五十三第

行發日一月七年七和昭

論叢

經濟統制の理論的根據

經濟學博士 作田 莊一

租税と公益

法學博士 神戶 正雄

政治算術附地方算法に就きて

法學博士 財部 靜治

時論

恐慌打開策としての『購買力補給案』

經濟學士 谷口 吉彦

研究

統計比率に就いて……………經濟學士 蜷川 虎三

金數量説の發展に就いて……………經濟學士 松岡 孝兒

幕末の財政紊亂について……………經濟學士 大山 敷太郎

說苑

貨幣の主觀價值について……………經濟學士 柴田 敬

金融機關としての預金銀行の地位……………經濟學士 中谷 實

スミスの歴史學的教養と環境……………經濟學士 竹中 靖一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

幕末の財政紊亂について（上）

——幕末特有の新經費續出を中心として——

大山 敷太郎

一、序 言

徳川幕府の財政はその初期を除くの外常に窮乏勝であつた。たゞ享保・寛政の治に多少の餘裕を生ぜしも、それは全く一時的のものたるに過ぎなかつた。しかして幕末漸く多事、内憂外患交々臻るに及んで從來全く夢想だにせざりし幾多重大なる新費目を生じ、茲にその財政狀態は收合すべからざる紊亂の極に達せしものであつた。即ち、幕末における外國資本主義の壓迫はわが鎖國封建二百數十年太平の夢を破り、沿海の警備、砲臺・造船所の築造、船艦・武器・彈藥等の買收或は製造に國用を多端ならしむること甚だしく、又對外的紛紜に基く償金の支拂も威嚇的に要求せられて莫大なる負擔となり、更に内的事變として將軍兩度の上洛、長州征伐等の舉あるあり、尠なからざる經費を必要ならしめた。かくの如くにして元來餘裕を有せざりし幕府の財政狀態はその逼迫に一大拍車を加へられ、遂に幕府そのものゝ覆滅を支ふる能はざるに立至りたるものであつた。しかして何が故に幕府の財政がしかく紊亂せざるを得ざりしか、或は又幕府當局者がかゝ

る客觀的情勢に直面して果して如何なる財政救治策を探りしか、乃至その實質的效果如何等を吟味することは、本問題の考察上、もとより重要なところであるが、これ等の諸點はこれを最後に概觀することとし、先づ私は幕末において續出せる幾多重大なる新經費と、よつて生ぜる幕府財政の紊亂狀態そのものについて論述して見度いと思ふ。

二、沿海の防備(殊に砲臺の築造)とその費用

寛政以來異國船の我が近海に出沒するもの年毎にその數を増し、邊境ために漸く多事ならんとする形勢を示した。勿論、彼等の來航を以て直ちに領土的野心を抱藏せるものとなすべきではないが、しかも當時にあつて國防の忽緒に附すべからざることは、朝野の識者の等しく認めたるところであつた。

林子平がかの有名なる「海國兵談」を出せるは天明・寛政年間のことに屬する¹⁾。彼はその開卷劈頭において大砲・軍艦及び砲臺を主とする海國日本としての武備の必要を説き、『…竊に思ふに、江戸日本橋より唐土及び阿蘭陀迄も境目なき水路なり²⁾』と喝破し、以てわが太平逸民の夢を醒さんとした。然るに、彼のこの警世的所論をば國政私議の廉を以て抑壓し、蟄居を命じたる時の老中松平定信その人が、その後半年を出でざるに、自ら國防のことに奔走せざるを得ざりしが如き、正に時勢の如何なるものであつたかを如實に物語るものといはなければならない。

1) 第一卷を天明六年(西、一七八六年) 第二、三卷を寛政三年(西、一七九一年)に出す。

2) 「海國兵談」, 卷之一, 水戰篇

寛政三年九月、幕府は老中松平定信の名を以て海防に關する布令を發してゐるが、彼自身、翌四年十月「海防御備愚意」と題する意見書を發表した。彼は中において『……蠻異邊害之儀は、いづとも期し難き事に付、成丈ケ御備向は夫々御手を盡さるべき事に付、蠻異御備之儀心付候事とも申述候』云々とて、堺・山田・佐渡その他海邊の直領地は代官の手當にては御備向難成かるべく、最寄萬石以上の領分々において組合を以てこれに當るべきを説き、殊に『第一安心不仕者、房州・豆州・上總・下總等に而、沼津よりは大概海邊に居城も有之處、右四ヶ國は尤小給所、また御領に而一向に御備無之、下田奉行も相止、浦賀より引移候上は、尙更御手當も無之同様に而、異國船右之場所より浦賀へ乗入、品川へ來る節は、大井川・箱根之御固めも寔に徒然に相成り、可_レ恐の場所にて候、此處御備之第一と私は兼て存罷在』云々と論ぜる如き、この問題に對する彼の豫ての態度を窺ふに足るものであらう。

越えて同五年彼自らの海岸巡視によつて江戸灣防禦計劃のことは漸く具體化せんとせしも、この年七月二十三日故あつて定信老中の職を免ぜられ、同八月三日沿海防備中止の發令を見て仕舞つた。³⁾ しかして翌六年八月三日附を以て、老中戸田氏教の名において次の如き令達が発せられた。

『海邊御備之儀、伺之通被仰出候得共、猶又御再考被遊候處、諸國之御料并私領海邊も不少事に候得は、窺濟之場所のみ堅固相成候而も、諸國浦々御手當不行届候節は、其證も無之候間、實用之勘辨有之候様にとの御沙汰に候(中略)、前文之御趣意を以相考候得は、日本國一體之御備は、土地之御要害而已にかゝはるべき筋とも不被存、極意之處は兼て御世話も有之、武藝等愈々御引立、御武徳を以御備被遊候外は有之間敷御事にて、土地之要害而已にかゝはる儀には無之、然れはとて可備場

3), 4) 『寛政秘策』(『未刊隨筆百種』, 第二〇卷, 四九一頁以下), 『陸軍歴史』卷一三, (『海舟全集』, 第六卷, 三六三頁以下)
5) 『通航一覽』, 附録卷一一, (『通航一覽』, 第八, 三九七頁以下)

所を捨置候事は決して有之間敷事、尤被仰出候御趣意被改さる儀に候得は、此上御手輕に御實用之御備相立候様致度事に候⁶⁾云々

右において、『窺濟之場所のみ堅固相成候而も、諸國浦々御手當不行届候節は其詮も無之』とて實用の勘辨あるべき御沙汰なりといひ、又『此上御手輕に御實用之御備相立候様致度』云々と述べたる如き、海防の不可缺を認め乍らも、その經費の點よりみて、早くも容易に行はれ難かりしことを示してゐるものである。されば『日本國一體之御備』は『土地之御要害而已にかゝはる儀には無之』、要は御武徳を以て御備あるより外なし云々といへるが如き、もとより一片の遁辭たるに過ぎざること、敢て言ふ迄もないのである。

抑々、當時における沿海防備のことたるや、右の如く重要視せられたるものであるが、その最も主要なるを江戸灣とし、その他大坂・長崎及び箱館を各中心とする地方があり、なほ各藩においても夫々若干の施設をなした。就中、江戸灣防禦施設はその規模最も大に、従つてその經費も亦最も巨額に達した。よつて以下これについて若干を述べて、幕末沿岸防禦施設とその經費の一端を知る具に供したい。

寛政以後、文化・文政・天保・弘化の各年において幕府は江戸灣の各地に夫々砲臺を築き或は陣屋を置き、時にその位置を變じ又その數を増加してゐる。今、一々これについて詳説する餘裕はないが、これ等が未だ以て恃むに足らざりしことは、嘉永六年かのペリーの來航するに遭ひて

6) 『同上書』、卷一三、(『同上書』、四四〇頁)

7) 『通航一覽』、附錄、卷一〇以下、(『通航一覽』第八、三八一頁以下)、『陸軍歴史』、卷一〇以下(『海舟全集』、卷六、二三九頁以下)

上下全くその度を失ひ、蒼皇として防備擴張のことに狂奔するに至りし事實に、最も明らかに察知することが出来るであらう。

嘉永六年七月、砲臺築造の件について時の勘定奉行川路左衛門尉、勘定吟味格代官江川太郎左衛門等は種々調査研究の結果を上申してゐる。今、これによれば萬全の設計として、臺場九ヶ所水中埋立石計千六百十萬三千二百十餘坪にして、その建設費概算は、次の如き龐大なる數字とならざるを得なかつた。

凡御入用積書付⁸⁾

一金千四百七萬七千三百九十六兩三分余

富津より旗山前迄御台場八ヶ所分 凡御入用

一金九十一萬二千九百十五兩二分余

旗山方五町築出御台場一ヶ所 凡御入用

合金千四百九十九萬三百十二兩余

いふ迄もなく私共は今日の眼を以て漫然とこの數字を見るべきではない。試みにこれより數年前に當る天保十三年の幕府の歲計を見れば、定例收入金九十二萬兩餘、同支出額百四十五萬兩とある。⁹⁾(この歲出入の著しき不均衡は即ち幕府財政の紊亂を示すものであるが、これについては後に幕府の財政救済策について説くところを参照)。今、右の砲臺建設豫算をこれと對比すればその如何に龐大なる計劃なりしかゞ判るであらう。即ち、幕府定例收入の十六倍強、同支出の約十倍に該當する經費である。勿論最幕末期において御用金その他によつて幕府の收入も必らずや増加せしめられたであらうが、こ

8) 『日本財政經濟史料』, 卷一, 財政之部。九五八頁
9) 本庄博士著『日本財政史』, 二一九頁以下

の幕府歳計との比較對照は以下の諸經費を顧みる場合にも同様注意せざるべからざる點である。が、一々これに言及する餘裕がない。特に讀者の留意を乞ふものである。

凡そ右の如くであつたから彼等も設計はなせるものゝ、その上申書中に『……然る處、右體之御普請は從て見合無^レ之大業にて、不容易^二御入用高に及び、其上何ヶ年にて全成就可^レ致哉、更に見居も附兼¹⁰⁾』云々とある如く、到底實行し得べきものとは考へなかつたのである。試みに今彼等の計算するところを聞かんに、前記水中埋立について相州三浦岩を以てし、石切津出船賃、場所埋立共六尺四面一坪正人足十五人と見積り、百三萬人の人夫を以て石二千坪宛の工事をなすものとして日數八千五十一日餘を要し、これを年月に換算すれば、二十二年二ヶ月の長日月となる。しかも右の内には暴風霖雨風波等の差障もあるべしとて『……旁々成功の見居無^レ之、歎息當惑の次第に御座候¹¹⁾』云々と歎じてゐるのである。かくの如しとせば、ひとり當時の財政狀態より見て龐大なる計劃たりしのみならず、切迫せる事情の下にありし當時の國防計劃としても亦殆んど空想といふべき一個の理想案たるに過ぎなかつた。然し乍ら當時の形勢と觀念とにおいて莫大なる經費を取つても沿岸防備のことは實行せられなければならなかつた。勿論、最初の設計より見れば大に輕減せられ、且再計劃の臺場十一基建造も漸くその第六基の半ば迄を完成せるのみで、經費に制せられて遂に中絶して仕舞つたが、なほその總經費は七十五萬兩餘の多きに及んだ。¹²⁾これ、當時として決して輕々のものではない。けれども前述設計と對照すれば明らかなる如く、最

10) 『日本財政經濟史料』，卷一，財政之部，九五六頁

11) 『同上書』，九五八頁。

12) その詳細なる内譯は『日本財政經濟史料』，卷一，財政之部，九六二頁

初この議に與れる江川等の意見とは頗る相違せる簡略なるものなりしはいふ迄もない。傳へらるゝところによれば、一日彼は時の勘定奉行川路と砲臺築造の件に關して意見を異にし、川路は減費額を可然とし、彼は以て不可となし、川路益々説けば江川愈々屈せず遂に『……誠に如斯は失禮の申分には候へ共、竹へ繩をつけ品川の沖へ立置も同様にて、詰り砲臺建築の費は多少に拘らず國家無益の費と奉存候』と迄極言して、平素彼の遠慮深き人爲を知れる周圍の人々を驚かせしといふ¹³⁾。しかも、かくの如きはひとり江川のみ意見でなく、苟も多少事情に通ぜるものゝ、齊しく抱けるところであつたであらう。^(註)

(註)例之、松平阿波守はその建白書中においてこれに論及して『……兼而品川州先を起り六ヶ所御台場御築建御座候は至極之御妙策に而深く奉感服候得共、右御台場計之儀に而外に御備之品無之候得は、形勢は雄壯に候得共、畢竟御實備とは相成申間敷候、誠に數百萬之人力を費し、御取建被仰付候得共、其事全きに至らざれば、有も無か如し』云々と斷じてゐる。當時巷間の落書に『丈夫そうで不安心なものは——房相の御台場』とか、『當りそうで當らぬものは——大筒の的』或は又『こわそうでこわくないものは——海岸の大筒、芝居の化物』等々とあるが如きも亦、世評の一斑を推測すべきものであらう。

然るに勝海舟は人或は品川の砲臺を以て無用の贅物となし、空しく巨萬の財を糜するを咎むるに對して説をなして曰く『かくの如きは當時の事情を察せざるものである。砲臺築造に關する當路者の眞意はこれによつて府下百萬の生靈を捍禦するとし以て人心を鎮撫せんと謀つたのである。そはもとより一時の權道に外ならなかつたのであらう。條約既に一定して、幕府の意は和交の外にない。然るに、當時京紳及び諸藩はいふに及ばず諸有司の間にも新に外國と締盟せるに對し

13) 『陸軍歴史』、卷一〇、(『海舟全集』)、卷六、二七五頁)
14) 『東西評林』三、三四八頁、(『開國起源』下、(『海舟全集』)、卷二、三七五頁)
15) 櫻木章氏著『側面觀幕末史』、一一二頁、三六三頁

て異議を唱へ、その不可を論じ、只管當局の怯懦戰を懼るゝものとし、攘夷論頗る盛んであつた。砲臺の築造はかくの如き沸騰せる人心を鎮撫する一策たりしものである(大意)¹⁵⁾云々と。今、彼の所説の當否は姑く問題外に置くも(唯、彼のこの所説は後年のものである。彼自身當時において必らずしもかゝる考でなかつたことは、彼が嘉永六年五月の上書中において『江戸海へ堅固の御台場御建造』を以て『尤も御急務』の一となしてゐることによつて知られる)、幕府當路者の眞意にして果して右の如かりしとせば、沸騰せる人心の鎮撫費亦、大なりしといはざるを得ないであらう。

しかも私共は右を以て海岸防備費の凡てと速断すべきではない。即ち、これに備ふべき大砲の鑄造の如きは勿論、砲臺の維持費の如きも亦輕視すべからざるものであつた。今、幕末における鑄砲總數の如きは詳でないが、¹⁷⁾鑄砲用の不足を慮り銅鐵を以て佛像諸器具を鑄造することを禁じ、更には諸國寺院の梵鐘の鑄換を行はんとせし程なりしを以て見れば、蓋、夥しき數に昇りその費用の如き従つてまた莫大であつたであらう。安政元年十一月、内海臺場築造費その他と並んで大筒鑄造費をも舉げ『…いづれも一廉のみにても莫大金高に有之、一體平常の御取賄御收納に而は年々多大の御不足……御出方次第に折重り、實以て當節の處痛心仕候義に有之』¹⁸⁾云々とあるによつても、當時における經費多端の狀を察知することが出来る。以下、更に項を別にして諸方面の幕末新經費を考察してゆかう。

三、海軍の創設・維持とその費用

15) 『陸軍歴史』, 卷一〇, (『海舟全集』, 卷六, 二九〇以下)

16) 『勝麟太郎上書』, (『懷舊記事』附録, 五五頁以下)

17) 『陸軍歴史』, 卷五, 卷一〇(『海舟全集』, 卷六, 九〇頁以下), 『大日本古文書』, 幕末外國關係文書, 一五卷, 六三一頁, 『日本財政經濟史料』, 卷一, 九六五頁等々

18) 安政二年三月の布告(『大日本古文書』, 卷九, 第一冊, 四八六頁)

19) 『大日本古文書』幕末外國關係文書, 卷八, 二五九頁

文化年間露船の千島・樺太を荒掠せる、同じく英艦の長崎に侵入せる等の事變に直面して、當時一隻の軍艦若くは武裝船の以てこれに對抗すべきものを有せず、徒らに拱手傍觀そのなすに任せざるを得ざりし事實は、わが朝野の識者をして沿岸防備施設の外に、浮動武力の必要を痛感せしめた。

これよりさき、林子平はその著「海國兵談」において國防の忽緒に附すべからざるを論じて、軍艦・大砲・砲臺の三者を相連絡せしむべきを説いたが、古賀精里亦「今也欲講習水戰、船艦不可不先更造、……臣不知其喜墨守成法以取笑於外夷乎、將喜修舟艦習水戰以威制海内況臣非敢盡更造天下之舟船其於今所習用者、固遵而弗改、特願別製大艦以供決戰之用耳、臣欲乞於浪華、新潟及自他在々津港、大作船艦」云々と述べて、大船建造の解禁を唱導し、大船艦を製造し以て海軍を興隆せしむるの急務たるべきを論じ、更にその具體策として『吏當擇良而任之、不良則殘蠹多、而費莫大、正當選巧而用之、不巧則規制疎、而敗壞隨之、若夫船艦之制、則有蘭船在、請得取以爲法、猶有未詳晰、莫如利誘蘭人而問其法』と説いた（文化六年、西、一八〇九年）。これ等の先覺的所論は多數の識者を啓發せしも、時勢は未だその實行を許さなかつた。然るに、嘉永六年（西、一八五三年）米國艦隊の來るや、海防を建議するもの俄に陸續として織るが如く、水戸侯齊昭の如きも同年七月海軍の創設を主張して和蘭に託して軍艦并に船大工、按針役等の購入雇入を乞ふべきを論じた。茲においてか、幕府も祖法の遂に墨守

1) 「海國兵談」卷一、水戰篇
2), 3) 「極論時事封事」(「日本經濟叢書」卷一七、一七六頁以下)

すべからざるを覺つてこの議を納れ、次で同年九月、寛永以來の大船製造の禁を解き、却つて諸藩に堅牢なる軍艦の建造を慫慂するに至つた。⁴⁾これ、實に容易ならざる國策上の大變化であつた。

かくの如くにして幕末におけるわが海軍の創設は國防の骨子となつたが、これに關する松平阿波守の建白⁵⁾中に『海軍の御所置は皇國全州之安危、當今最大之御急務に御座候へ共、其事誠に不容易候、其一には御軍艦御製造之諸職人に乏敷、其二には操練に熟し候者少く、其三には測量安針之備に長し候者不多、其四には船之鑄造銃砲之鑄造所乏しき而已ならず、其技に長し候者多あらず、其五には製造の入費に不堪、其六には假令軍艦御製造に相成候而も只今之御制度に而は御經費御償之道は相立申間敷、然は、事の尤難きものにして、俄に御所置難成候は海軍之御一事に御座候』云々と指摘せる如く、その費用の莫大なるのみならず、種々の點において容易ならざる重大問題であつたのである。當時の軍制係よりの上書中に『海軍御建興之儀は當今第一の御要務にて、無此上御大業に有之、御軍艦之製造方は莫大之御用途にて』云々とあるが、同じく別の上書⁶⁾において海軍力の充實及びこれが統制について細説したる後、『左様相成候得は、彼を攻め我を守に足り、未^レ戰て萬國之膽を破り、遂には東海之一大強國に相成り、假令、萬國合從して四面襲來候とも、十分防禦行届可申儀と奉存候』云々とあるを以てこれを見ればその抱負の程も亦知るべきであらう。しかも、海軍の興隆を以て國家的大事業となし、このためには幕府從來の重要政策たる參觀交代にも徹底的の改革を加へ、更に封建の通弊を論じて海軍統轄の大權を一に歸すべき

4) 開國起原⁷⁾下、(『海舟全集』、卷二、二九七頁)

5) 東西評林⁷⁾、三、三五二頁、開國起原⁷⁾下、(『海舟全集』、卷二、三七七頁)

6) 『海軍歴史』、一三卷(『海舟全集』、卷八、二五三頁)

7) 同上書⁷⁾、二六三頁

をいひ、然らずんば數隻の軍艦、百萬の兵士ありともその活用を望むべからずと斷じてゐる。これによつても社會の漸變行詰の極、新興日本として世界的に甦生せんためには、組織變革の要望切實なるものありしを知ることが出来る。

然らば、この際における軍制係の立案は果して如何なるものであつたか。今、これを略述すれば江戸・大阪兩地守備の外全國を東海・東北海・北海・西北海・西海・南海の六區に分ち、全十五組、船數三百七十艘、乗組人數六萬千二百五人といふ當時として實に厯大なる計劃であつた。⁸⁾かくの如きは、先述阿州侯建白中に指摘せられたる諸事情、殊には財政逼迫の當時にあつて先づ第一にその莫大なるべき費用の點より見るも、單なる一個の理想案に過ぎざりしはいふ迄もない。^(註)

(註)文久二年閏八月二十日、この日、幕府首腦者は將軍家も出座の上、右、軍制係より提出の取調書を中心として海軍創立に關する評議を營中に開いた。「續再夢記事」記すところによれば、この前々日軍艦奉行に登庸せられ、この日始めて出席せる勝麟太郎(海舟)は、右取調書中において軍艦の數を東海は何十艘、北海は何十艘等々とあるを一覽して「斯る盛大の備は五六百年の後ならでは整はざるべし、愚見は近き所より遠きに至るを可とし、先五六名の有志者をつのり、横濱に出して航海の技術を傳習せしむる位より着手する積りなり」云々と申立て、將軍の座前をも憚らざるその侃々たる立言に列座をして感嘆せしめたりといふ。思ふに、彼は先年親しく米國に航してその發達せる國防の實況を視察せるもの、缺陷多きわが國防の實情を顧みて憂心勃々たるものがあつたであらうが、さて、當時の實際を知るものとしては、右の如く言はざるを得なかつたことと解せられる。

次に然らば、わが國當時における海軍力充實の實際乃至、それに要せる經費は果して、如何なるものであつたか。先に述べたる如く、嘉永六年九月、幕府は時勢に促されて遂に祖法を破つて

8) 「同上書」, 二六五頁以下
9) 「續再夢記事」, 卷一(第一冊, 四八頁)

大船製造の禁を解きしも、早くもその翌月、和蘭に對して軍艦購入の交渉をなしてゐる。今、かかる交渉経緯について細説するの餘裕を存しないから、次にその費額のみを掲げよう。

先づ幕府の外國より購入せる軍艦及びその代價は次の如くである。¹⁰⁾

威	臨(受取、安政四年)	十萬弗
朝	陽(〃 五年)	〃
富	士(〃 慶應元年)	二十四萬弗
回	天(〃 二年)	十八萬弗
開	陽(受取、慶應三年)	四十萬弗
	カヅノカミ(〃 四年)	十一萬弗
	ストーン(〃)	四十萬弗
	ウツール(〃)	〃

又幕府購入の船舶の代價は次の如くである。¹²⁾

鵬	翔丸(受取、安政五年)	一萬六千弗
千	秋丸(〃 文久元年)	二萬二千弗
健	順丸(〃)	三萬四千弗
千	歳丸(〃 二年)	十五萬弗
順	動丸(〃)	四萬二千五百弗
昌	光丸(〃)	六萬六千弗
長	崎丸(〃 三年)	十三萬五千弗
協	鄰丸(〃)	四萬八千弗
長	崎丸(〃)	十九萬五千弗
太	平丸(〃)	十萬弗
長	崎丸(〃)	三萬弗
エ	リシルス(〃)	〃
飛	龍丸(〃 三年)	八萬弗
翔	鶴丸(受取、文久三年)	十四萬五千弗
神	速丸(〃 元治元年)	四萬七千五百弗
黑	龍丸(〃)	十二萬五千弗
太	江丸(〃)	十一萬弗
美	加保丸(〃 慶應元年)	三萬五千弗
鶴	港丸(〃)	〃
龍	翔丸(〃 二年)	三萬弗
長	鯨丸(〃)	二十萬弗
奇	捷丸(〃)	十萬五千弗
ケ	ストル(〃)	六萬弗
行	速丸(〃)	七萬五千弗
千	歳丸(〃)	三萬弗

10) これに關しては「海軍歴史」の記事の外、水田稻葉氏著「幕末に於ける我海軍と和蘭」參照

11), 12) 「海軍歴史」, 卷二三(「海舟全集」, 卷八, 四四三頁以下)

以上これを合計すれば三百三十三萬六千弗の巨額となる。しかもこれには尙脱漏もあるべく、且又買取代金未詳のものを除外してゐる。なほ、安政元年五月建造の鳳凰丸以下内地建造の船艦亦十余隻を算ふるも、これ等もその主要なる材料を國外に仰ぎ、又その製造に關しても主として高給を以て聘したる外人技師職工の力になつてゐるから、これが建造費も亦尠からざるものであつた。例之、文久三年進水の千代田艦の建造費は凡そ七萬兩であつた。¹⁴⁾

右は船艦の購入乃至建造の經費を概觀せるものであるが、これを以て海軍費の總計と速斷すべからざることはいふ迄もない。即ち伴つて生すべき維持費の巨額なりしを閑却してはならぬ。これには海軍總裁以下軍役の俸給より乗組員の給料、石炭代、賄料等の經常費及び臨時修繕費等亦輕少でない。例之、「開陽御船一ヶ年惣御入用高取調書」¹⁵⁾によれば開陽艦一ヶ年の入費は實に十四萬六千五百九十二兩二分永二百二十五文二分の計算となつてゐる。よつて見るに前掲船艦の總維持費の如何に莫大なりしかと判るであらう。慶應三年十月の「海軍御定金之儀取調申上候書付」¹⁶⁾には一ヶ年定金九十二萬八百兩余と見えてゐる。これを以て絶對正確なる計算と見るを得ずとするも、海軍維持費の如何に巨額なりしかを察することが出來よう。

以上略述せるところを以て、幕府が海軍の創設ならびにその維持のために要したる經費が、全く幕末特有の新規なるものなるに拘らず、窮迫せる幕府財政にとりて如何に重大なる負擔たりしかど判るであらう。しかも、幕府財政を窘迫せしめたる幕末の新經費はなほ他に多く存した。項

13) 同上書, 四五五頁以下
14) 同上書, 四八四頁
15) 同上書, 四九二頁以下
16) 同上書, 四八八頁

を別にしてこれを吟味することゝしよう。

四、製鐵・造船所の建設とその費用

右に述べたところを以て、幕府がその窮乏せる財政状態を顧みるの違なく、假令不十分乍らも莫大なる支出を敢てして、ともかく海軍力の充實に努力を傾注せしことが知られよう。かくの如くにして幕府は次第に諸外國より軍艦及び運送船を購入せしものであるが、その多くは老朽せる船艦を粉飾して我に與へたものであつたから絶えず修繕の要があつた。幕府はこれに應ずるために安政四年(西、一八五七年)長崎飽ノ浦に製鐵所を建設するに決し、經費五萬數千兩余を投じて文久元年(西、一八六一年)に竣工せしめた¹⁾。然し乍ら、こは江戸と隔絶して種々不便多きのみならず、その規模狭小であり實は修理・造船の用に殆んど適せず、折角工を成し乍ら幕府にてはその船艦を遙々上海邊りに迄廻漕して修理せしむる如き始末であつた²⁾。茲においてか、江戸近傍に一大造船所を建設せんとする議が漸く盛んとなつた³⁾。

(註一)「砲臺遺稿」にはこれについてのオランダ公使の忠告を記したる後なほ次の如くいつてゐる。曰く「退いて小栗氏(註、勘定奉行小栗上野介)と相談を遂げしに、既に軍艦を有する以上は破損は有中の事なれば、之を修復するの處なかるべからず、況んや唯今の如く、彼國用余の古船を買ひ、或は託して新調するも我に修船場なき以上は一たび壞れなば、忽ち用を爲す能はず、又壞船の度毎に外國へ運航する時は、往返費用計りも格別の事なれば、斷然、良工を迎へ近港にて然る可き場所を選ばせ取建ることに決定」云々と。又萬延元年十二月の長崎奉行上書にも、即今の時勢海軍力充實の急務を論じたる後「然る處、是迄和蘭陀等へ御詔又は御買上の御船は存外破損も早く、外面は宜候とも御國にての製造と違ひ、内實見へ

1) 『海軍歴史』、卷六(『海舟全集』、卷八、九三頁一〇三頁)
2) 『懷往事談』一五頁
3) 『砲臺遺稿』一〇三頁以下
4) 5) 『海軍歴史』、卷二〇(『海舟全集』、卷八、三七八頁以下)

隠れの場所等吟味も届兼候間、大洋航海懸念無之とも難申」云々と述べ、何れも當時の實情を傳へてゐる。しかし同上書は造船所建設の利益を説いて『：御國にて御製造相成候得は御入用方においては同様之譯には候得共、職方賃銀を始め都て下々之潤に相成、上を損し下を益し候譯にて畢竟、巨萬之財御國之内に止り、國之御爲可然義に付、御沙汰之通此上は可成丈御國地において製造出來候運ひに仕度』云々といつてゐる。

しかして元治元年十一月に至つて愈々横須賀に建設の議決し、翌二年三月、三賀保・白仙・内浦三灣に亘る地坪七萬四千三百余坪の地を以て敷地に充當することとなつた（なほ、横濱にも製鐵所を建設することとなつたが、これは規模狭小であつた）。同年五月委員がその經費の豫算額を調査せるものによれば、工場その他家屋の建坪七千八百余坪、總計金二十二萬六千兩、敷地の土工費十二萬八千兩を要すべき見積りであつた⁶⁾。右豫算を以て工事に着手せんことを上申せしに對して老中は、事我が國の創業に係り巨額の經費なり、宜しく費用輕減に努むべしと訓令してゐる。この建設工事はフランスをして請負はしむることとなつたものであるが、元治二年正月二十九日、我が老中水野和泉守、若年寄酒井飛騨守連署を以てフランス公使へ交附せる「製鐵所約定書」に次の如き一項がある。

一、製鐵・修船・造船の三局取立諸入用總計凡高一ヶ年六十萬ドルラル、都合四ヶ年二百四十萬ドルラルにて落成の事
但、佛蘭西政府へ約定書相届候上は右の六十萬ドルラル取揃置へく、猶四ヶ年の間年々納方ドルラ差支不申様可致事

右は即ち幕府の造船所設立經費についてのフランスとの契約であるが、幕府がこれに基いて實際に支拂ひたる金額は果して幾許であつたか。これに關しては明治元年四月、同所を明治新政府

6) 「横須賀海軍船廠史」，卷一，三〇頁

7) 「同上書」，一九頁以下「海軍歴史」，卷二〇（「海舟全集」，卷八，四〇四頁）

に引渡せる際の書類に左の如く見えてゐる。⁸⁾

一、洋銀二百四十萬弗

一ヶ年六十萬弗つゝ、四ヶ年分佛國政府に約定せし目當高

内

百五十萬八千四百二十四弗四十一仙

慶應元年乙丑八月起工より、本年戊辰三月に至るまで機械物品の買上代價并、造船造家大工の費用その他雇佛人の給料職
工人足の賃錢各經費支拂之分

八十三萬千五百七十五弗五九仙

現今より落成に至るまでの目當高なり、然れども製鐵所起工以來物價騰貴に付、概略一ヶ年分の經費即ち六十萬弗内外不
足すへき見込

外に

米二千三百九十俵

役金手當金八千六百三十八兩一分

製鐵所奉行以下官吏四十五名一ヶ年分支給高、但製鐵所奉行以下持高は算入せず

なほ、明治三年十月製鐵所の現狀報告書中⁹⁾には『製鐵所創業より明治元年四月迄に舊幕府の支出せし費額』として次の如き計數を示してゐる。

横須賀製鐵所の部

金九十八萬八千二百三兩一分永百三十七文五分

此洋貨百三十一萬七千三百六十四弗五十二仙(但一弗ニ付銀四十五匁替)

横濱製鐵所の分

金九萬八千九百四十七兩一分永百九十四文九分

8) 「横須賀海軍船廠史」, 卷一, 九五頁以下

9) 「同上書」, 一六八頁

此洋貨十三萬一千九百二十九弗九十三仙(同上)

右の如く幕府は自らの壊滅によつてこの一大事業を完成するに至らず、従つて豫算の四ヶ年繼續二百四十萬弗といふ巨費の全部を支出せしものではなかつたが、しかもこれが幾多新經費續出の裡に呻吟しつゝあつた幕府財政當局にとつて重大なる負擔なりしことは敢ていふ迄もないところである。當局者の一人たりし栗本安藝守はこの經費捻出の點を憂慮して小栗上野介に向つて、『仔細商量あられよ、今においては爲すも爲さざるも我に在り、既に託せし後は如何ともなすべからず』云々と告げて、これが建設に關するフランスとの交渉に再考を促した。然るに、小栗は笑つてこれに答へて『當時の經濟は眞に所謂遣り繰り身上にて、例之、此事を起さざるも、其財を移して他に供するが如きにあらず、故になかるべからざるドック修船所を取立るとならば、却つて他の冗費を節する口實を得るの益あり、又、愈々出來の上は旗號に熨斗を染出すも、猶土藏附賣家の榮譽を殘す可し¹⁰⁾』云々と語つたといふことである。私共はこの會話によつて當時の幕府財政窮迫の情を想見し得ると共に、彼がこの國事紛亂、財政窮乏の最中に、竊に幕府の命脈の今や迫れるを承知し乍ら、不朽の事業を興して幕府一日を存するの責を盡さんとせし心事を諒とすべきであらう。前掲新政府へ引渡書の示すが如く、工事着手以來約三ヶ年半の明治元年三月迄に約百五十萬弗の支拂を了してゐるが、その顛覆の際に當つて財用給せざりしたために在横濱佛國共同會社及び佛國郵船會社に交附すべき金額五十萬弗の融通道なく、巨費を投じたる横須賀、横

濱兩製鐵所を抵當とすることによつて、纔に西曆、一八六八年三月一日(我が明治元年二月八日)より七ヶ月間に元利を償却することを承諾せしむることが出来た。¹¹⁾しかして前記百五十萬弗支拂濟の分の外は幕府自らの壊滅のため遂に支拂に及ばず、これを新政府に委ねたのは勿論である。

「戊辰日記」に據れば新政府『當辰年(即、明治元年) 御入用』云々としての諸項中に『四十萬兩濱製鐵所¹²⁾』といふものがあるが、新政府が英國オリエンタルバンクより借入れたる洋銀五十萬弗はさきに舊幕府が代金不拂のために抵當とせる兩製鐵所請出しの費用とせられたものである。¹³⁾蓋、同所には附屬の諸設備のみならず、收藏の兵器、軍需品等のあるあり、これらは草創の新政府にとつても、もとより必要缺くべからざるものであつたからである。^(註二)

(註二)横須賀製鐵・造船所の工事は幕府崩壊後も勿論持續せられ、漸次完備せられて遂に今日の海軍船廠となりしものである。明治四年十月二十五日首長ウエルニーが創業以來の沿革を肥田造船頭に報告せるうちに『方今既に數ヶ所の工場を設置して修船事業に一缺點なきに至れり』と述べ、又『本所創立以降明治四年六月(西、一八七一年八月)迄の經費全額は百五十八萬七百九十一弗にして、現今着手せる工事の主要なるものは、第二號船渠築造及倉庫建設¹⁴⁾なり』云々とある。今日より見ればもとより小規模なるものに過ぎなかつたが、かくの如くにして幕府が財政逼迫のうちに企劃せしこの一大事業は、その倒壊後、新政府の手によつて着々その工を遂げつゝあつたのである。

11) 『横須賀海軍船廠史』, 卷一, 九三頁

12) 『戊辰日記』, 第四, 三七八頁

13) 『大隈侯八十五年史』, 卷一, 一八九頁, 二〇一頁以下

14) 『横須賀海軍船廠史』, 卷一, 一八五頁